原判決を破棄する。 被告人等をいずれも懲役八月にそれぞれ処する。 原審における訴訟費用は被告人両名の負担とする。

由

本件各控訴の趣意は、被告人等の弁護人横山唯志作成の控訴趣意書記載のとおり 

原判決が、被告人等が本件賭博を常習として行つた旨認定したのは、判 所論は、

決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認である、というのである。 よつて、按ずるに、訴訟記録を精査すると、本件賭博は、その方法は娯楽性の乏 しい典型的な賭博方法であり、全体として、その度数も賭金の額も多く、その規模 は必ずしも小さいものとはいえないこと及び被告人Aは、昭和三八年頃から博徒集 団であるB会C一家に所属する博徒となり、同四〇年四月六日賭博開張図利幇助罪 により懲役一年三月に処せられてその執行を受け、続いて他の刑の執行を受け同四 三年一二月一七日仮出獄となるや、二日後に本件犯行に及んだものであり、被告人 Dは、同三七年頃から右C一家に所属する博徒となり、同三七年一二月六日賭博罪 により罰金五、〇〇〇円に処せられ、同四〇年四月六日賭博開張図利罪により懲役 一年一〇月に処せられ(同四一年四月二七日確定)てその執行を受け、同四三年二 月五日仮出獄となり、その後一年を経ずして本件犯行に及んだもので、本件における賭博の回数、賭金額及び賭金の額は賭客中最も多いことがそれぞれ認められ、以 上の事実を総合考察すると、論旨第二における所論主張のように、本件賭博が必ずしも計画的に行われたものでないこと、開張者もなく、賭客も小人数であること、被告人Aの賭博の回数及び賭金額が比較的少いこと並びに被告人Dが前刑終了後定 職をもつていることが窺われる等の事情を参酌はしてみても、なお、原判決が、被 告人等の本件賭博の常習性を認定したのは相当で〈要旨〉あると認めざるをえない。 (なお賭博開張図利及び同幇助は、本来賭博罪の幇助としての性格を包含するも の</要旨>と考えられるから、これ等の罪の前科を賭博の常習性の認定の資料とする ことは、何等妨げないものと解する。) その他所論に鑑み、訴訟記録を検討しても、原判決に所論のような事実誤認があるとは認められない。論旨は理由がない。 (その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 脇田忠 判事 高橋幹男 判事 環直弥)